

「宮崎の自然魅力発信事業」公募型プロポーザルに対する質問と回答について

No.	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領P3 9(1)提出書類 3: 造成する観光コンテンツの企画・開発に関する ことについて	ツアーの企画、実施に際し法規制のある送迎に関する課題があるが、2024年3月通達、道路運送法の許可・登録が不要な運送に関するガイドラインに則り、ツアーおよび観光ガイドには道路運送法における許可又は登録を要しないという認識で間違いないか	(送迎に関する法規制について) ・令和6年3月1日付け国自旅第359号通知「道路運送法の許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」を踏まえ、 <u>関係法令等を遵守したうえで、観光コンテンツを企画・開発に関するご提案</u> をしていただきたいと思います。
2	実施要領P3 9(1)提出書類 5: 『国内・海外向け旅行商品企画書』の作成に関する ことについて	『国内・海外向け旅行商品企画書』は当該プロポーザル受託事業所が企画書案として作成・提案するもので、プロポーザル受託事業所が直接販売をする目的ではなく、『国内・海外向け旅行商品企画書』を元に複数の旅行代理店が各社独自の商品を販売するという認識で間違いはないか。 もしくは、企画書に基づいた商品を複数の旅行代理店と交渉・企画し商品化、販売契約の締結まで必要であるか明確でない。企画書の帰着は「具体案」作成までか、もしくは「販売契約締結」なのか業務のゴールを教授いただきたい。	(販売体制、事業のゴールについて) ・プロポーザル受託者が直接販売をすることも、複数の旅行代理店が各社独自の商品を販売することも、 <u>どちらも可能</u> と考えております。 ・「販売契約締結」までは必要ないと考えております。 なお、KGIを達成するために必要な販売体制をご検討のうえ、 <u>事業終了後の令和8年4月に運用可能な旅行商品の販売体制をご提案</u> ください。